

○ 国家公安委員会規則第二十二号
 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月十日

国家公安委員長 佐藤 勉

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則
 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中七の項を八の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 雑踏警備業務	
2 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	1 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員
<p>雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所における雑踏の状況、当該場所における他の事情により当該場所が二以上の区域に分かれる場合）に、それらの区域に一人以上</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所における雑踏の状況、当該場所における他の事情により当該場所が二以上の区域に分かれる場合）に限る。ことに、一人</p>

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第二条の表に四の項を加える改正規定中同項 1 に係る部分は、平成二十二年六月一日から施行する。

○ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（特定の種別の警備業務の実施基準）
 第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

（特定の種別の警備業務の実施基準）
 第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	警備員	人数
一～三（略）	（略）	（略）
四 雑踏警備業務	1 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員	雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分され

種別	警備員	人数
一～三（略）	（略）	（略）

五 八 (略)		
(略)	2 雑踏警備業務 に係る一級検定 合格警備員又は 二級検定合格警 備員	
(略)	雑踏警備業務を行う場所ご と(当該場所の広さ、当該 場所において予想される雑 踏の状況、当該雑踏警備業 務に従事する警備員の人数 及び配置の状況その他の事 情により当該雑踏警備業務 の実施の適正の確保上当該 場所が二以上の区域に区分 される場合には、それらの 区域ごと)に、一人以上	一人 る場合に限る。)ごとに、
四 七 (略)		
(略)		
(略)		